

機関番号：18001

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20310153

研究課題名（和文） 犯罪の被害にあった女性・児童への対策に関する総合的研究

研究課題名（英文） The overall research on measures for woman and child victims

研究代表者

矢野 恵美（YANO EMI）

琉球大学・法務研究科・准教授

研究者番号：80400472

研究成果の概要（和文）：当研究は、犯罪の被害にあった女性・児童への対策につき、①立法に関する問題、②司法、福祉等の各機関による対応と、各機関間の連携という問題を、日本、北欧（スウェーデン、フィンランド）、韓国、アメリカ、ドイツを中心に、比較法の観点から考察し、更に③日本の現状について、法学、精神医学、社会心理学等の観点から質問紙調査、インタビュー調査、ケースワーク研究を実施し、日本の現状について問題点を明らかにし、それを検討すると共に、他国に比べ、日本が先進的な取組をしていると言える点についても明らかにした

研究成果の概要（英文）：This research considered below 2 questions concerning measures for woman and child victims on the aspects of the comparative law (between Japan, South Korea, Sweden, Finland, the United States, and Germany). 1) The problem of the situation of legislation. 2) The correspondence of the justice administrations and social services, and the cooperation by each organization. Besides we made the questionnaire investigation, the interview investigation, add to the casework research on the current Japanese situation from the viewpoints of the law, psychiatry, the social psychology, etc. It was clarified the problems in the current Japanese situation, and examined those problems, and the points that Japan has been doing a great advance much more compare with other countries were also clarified.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2009年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2010年度	2,100,000	630,000	2,730,000
年度			
年度			
総計	9,400,000	2,820,000	12,220,000

研究分野：刑事法、被害者学、北欧法

科研費の分科・細目：ジェンダー・ジェンダー

キーワード：女性、子ども、北欧、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス、可視化、矯正、スウェーデン

1. 研究開始当初の背景

2000年以降、日本では、これまで長いこと「忘れられた人々」として放置し続けてきた

犯罪被害者への対策に、にわかに取り組み始めた（2000年犯罪被害者保護二法、2004年犯罪被害者等基本法、2007年被害者の訴訟参

加に関する立法の決定等。被害者の訴訟参加については、本研究開始後の2008年12月より導入された)。しかし、女性や児童の被害者に配慮した、法制度や総合的な対策についてはほとんど手がつけられていない状況であった。2001年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(いわゆるDV法)」においても、DVそのものを犯罪としたり、被害者保護に関わる法制度が作られたわけではない。

そこで、本研究では、国が中心となって責任をもつべき、犯罪被害者への対策のうち、女性や児童の被害者に対する対策に焦点を絞り、ジェンダーの視点を取り入れ、法学(比較法の手法を含む)、社会心理学、精神医学等の多角的な観点から研究し、日本の問題点を明らかにすることを目指した。

2. 研究の目的

本研究では、女性・児童被害者に関して、ジェンダーの視点(「女性に対する暴力」という概念)を取り入れながら、1) 法制度の整備、2) 各国の各機関での対応(各機関の連携)、3) 矯正施設における被収容者の被害性、4) 矯正施設における被害者視点教育における「女性に対する暴力」に関わる取組を研究し、日本の現状と今後の課題を明らかにしようとした。

3. 研究の方法

目的1)、2)について、日本、北欧(スウェーデン、フィンランド)、韓国、アメリカ、ドイツを中心に、比較法の観点から考察した。具体的には現地での聞き取り、文献収集、各国の研究者、実務家を招聘しての講演会、セミナーを実施し、日本の状況を報告すると共に、各国の現状と課題を学び、日本への提言を検討した。3) 4)について、法務省の許可を得て、日本の女子少年院にインタビュー調査を実施した。又、日本初の官民協働刑務所である美祢社会復帰促進センターにおける受刑者調査を実施した(美祢社会復帰促進センターは日本で唯一同一施設内に男女を収容しているため、男女双方に調査を実施して、被害者性に関する男女比較を行った。この際、内閣府男女共同参画局で実施された質問紙調査を参考として、比較を行えるようにした)。この他、女性に対する暴力に関係する社会調査の実施、DV、性犯罪に関するケースワークを実施した。

4. 研究成果

(1) 法制度について

犯罪の被害にあった女性・児童への対策については、ジェンダー問題と関わりがあるこ

とは予想されていたが、やはりジェンダー問題先進諸国である北欧における取組がとりわけ先進的であり、日本の課題を明らかにすることができた。しかし、同じアジアにおいても、韓国の状況は、法制度、各機関の対応共に日本よりも先進的な部分があることが明らかとなった。

性犯罪に関する条文には問題点が多いが、まず、1907年の現行刑法成立以来、強姦罪の法定刑の下限の引き上げ(2004年)、集団強姦罪の創設(2005年)等わずかな改正があるものの、基本的な見直しがなされていないことが最大の問題点と言える。現在では日本の強姦罪のように加害者、被害者の性別を限定する形から、意に反した性行為を性別に関わりない形で規定するようになった国も多い(ジェンダー・ニュートラル化)。この問題はその国のジェンダーに関する意識、とりわけ「女性に対する暴力」に関する理解とも深い関わりがある。又、セクハラと関わるような、社会的地位を含む関係で起こる性犯罪に関して、別途条文をもたないことは、比較対象国において日本の大きな問題点の1つであること等も明らかとなった。その他、現在でも強姦罪の法定刑の下限が軽いこと、性犯罪が親告罪であること(告訴期間については2000年に廃止)等、比較法の観点から、日本が特殊な状態である部分が多いことも明らかになった。DVに関しては2001年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行され、見直し、改正がなされているが、加害者処罰の規定がない(通常の刑法の犯罪で対応)点について、検討の余地がある。

この他、被害者への国選弁護人に関する法制度の整備がまだ十分でなく、性犯罪やDV被害にあった女性は勿論のこと、児童については、加害者が保護者である場合等に、親権や監護権問題も視野に入れた法的支援が必要であることが浮かび上がった。

日本では、根源にジェンダー問題、女性に対する暴力問題を、性や家庭内の問題としてタブー視し、周縁に押しやり、議論を尽くしてこなかったことに最大の問題があることを指摘した。

(2) 各機関での対応について

2000年以降、司法機関における被害者への対応は急速に発展してきた。各機関間の連携も努力が続けられている。しかし、手続の早い段階から被害者に法的支援をする制度が不十分であり、二次被害が深刻である。しかし、このためには、権利のバランスとして、被疑者にも早い段階から国選弁護人をつける制度や、捜査の可視化の問題が解決される必要があることも明らかとなり、司法制度全体としての議論が強く求められる。とりわけ子どもの被害者に関する取調、法廷での証言

等に関する対応が整備されておらず（法制度の不備と関わる）、北欧や、韓国では既に実施されているワン・ストップセンターの充実が急務であることを指摘した。とりわけ、北欧諸国では、児童のための取調の場所、手法の充実に力を入れており、各機関の連携が進められている。そこでは、取調の際の記録がそのまま裁判で使用できる制度となっているが、このためには、取調の際に被害者側、加害者側双方の弁護人が同席する必要がある。これは先に述べた被害者の国選弁護人、それとのバランスで被疑者への国選弁護人制度の整備が不可欠となることが明らかとなった。

(2) 実態調査について

矯正施設におけるインタビュー調査、数量調査によって、女性被収容者における被害者性の問題を明らかにすることができた。この点、とりわけ女子少年院においては、問題点が明確に理解されており、世界的に見ても熱心な取組がなされていることがわかった。ケースワークからは、性犯罪、DV被害者において、自己の被害者性、加害者との関係性を理解してもらい、問題を解決することの難しさが浮き彫りとなり、法律、精神医学等多角的な支援の必要性が明らかとなった。

(3) 成果の位置付け

以上、本研究から明らかになった日本の問題点や評価できる部分について、論文において公表、提言を行ったことは勿論であるが、各国の研究メンバーを交えて、国際学会においても発表を行い、国際セミナーを実施し、国内学会でも分科会、ワークショップ等を実施することにより、国内外に本問題における日本の状況（問題点、評価できる点）を示すと共に、国を超えて議論を行うことができた。その中で、日本の状況が特異である部分も多くあること（他国では議論が多くなされている）、一方で、文化、法制度に違いがあっても、本研究の扱う問題は普遍的であることが確認され、比較法研究が非常に重要であることも確認された。

(4) 今後の展望

本研究の成果として、各国の取組及び各分野からの提言を含む出版物について、編集途中である。また、実態調査の内容が多岐にわたるため、順次公表を続けていく。本調査を通して、矯正施設におけるジェンダー問題が浮き彫りとなったため、本研究の研究成果を活かして、別途研究を継続していく予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 13 件）

① 矢野恵美・齋藤実 「PFI 刑務所第一号美祢

社会復帰促進センターにおける受刑者調査から見えてくるもの」刑政 112 巻 3 号（2011 年）22 - 34 頁、査読なし

② 小名木明宏 「女性と児童の犯罪被害と対策」刑法雑誌 50 巻 3 号（2011 年）501-505 頁（分科会報告）、査読なし

③ 矢野恵美・手塚文哉・森田裕一郎・上瀬由美子・齋藤実 「新しい施設処遇の意義と展望—第 1 号 PFI 刑務所美祢社会復帰促進センターに関する調査を通して見えてくるもの—」日本犯罪社会学会第 37 回大会報告要旨集（2011 年）53 頁-62 頁（テーマセッション報告）、査読なし

④ 上瀬由美子 「被職業スティグマ意識と対処方略」社会心理学研究 26 巻（2010 年）25 - 35 頁、査読あり

⑤ 齋藤実 「北欧における男女共同参画の現在」文明研究（東海大学）28 号（2010 年）110~118 頁、査読なし

⑥ 齋藤実 「フィンランドにおける刑事司法の現在（いま）」学習院法務研究 2 巻（2010 年）103 - 114 頁、査読なし

⑦ 齋藤実 「刑事裁判への市民の参加—フィンランドの参審制度を中心として—」刑政 121 巻 6 号（2010 年）22 - 32 頁、査読なし

⑧ 矢野恵美 「ハラスメントと差別に関する規定の可能性」犯罪学雑誌 75 巻 6 号（2009 年）173 - 178 頁、査読なし

⑨ 齋藤実 「刑事手続への被害者の参加—フィンランドの被害者参加制度を中心に」刑政 120 巻 8 号（2009 年）50 - 59 頁、査読なし

⑩ 小西聖子 「性犯罪被害によってトラウマを受けた少年への対応」犯罪学雑誌 74 巻 3 号（2008 年）91 - 93 頁、査読なし

⑪ 小西聖子 「女性のトラウマの治療」こころの科学 141 巻（2008 年）36 - 42 頁、査読なし

⑫ 小西聖子 「外傷後ストレス障害の身体的健康への影響」心療内科 12 巻 6 号（2008 年）465 - 471 頁、査読なし

⑬ 齋藤実 「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇の今」刑政 199 巻 5 号（2008 年）36 - 45 頁、査読なし

〔学会発表〕（計 20 件）

① 矢野恵美 「新しい施設処遇の意義と展望」（テーマセッションの実施）日本犯罪社会学会（2010 年 10 月 2 日）東京都・国士舘大学

② 矢野恵美・齋藤実 「美祢社会復帰促進センターにおける受刑者調査」日本犯罪社会学会（2010 年 10 月 2 日）東京都・国士舘大学

③ 小名木明宏 "Strafrechtsgeschichte in Japan - eine Europaisierung des Japanischen und der Rest des Japanischen," 第 1 回日本トルコ刑事法シンポジウム（2010 年 9 月 24 日）ディジュレ大学（トルコ共和国）

- ④矢野恵美「女性と子どもの被害」(国際セミナーの実施)国際セミナー(2010年8月15日)東京都・東北大学東京分室
- ⑤John DUSSICH_“Child as Victims” 国際セミナー(2010年8月15日)東京都・東北大学東京分室
- ⑥蘇恩瑩「韓国における女性・児童犯罪被害者のための法的対策」国際セミナー(2010年8月15日)東京都・東北大学東京分室
- ⑦矢野恵美「刑法と刑事政策分野におけるドメスティック・バイオレンス対策—スウェーデンの例から」日本刑法学会(2010年6月6日)、宮城県・東北大学
- ⑧小名木明宏「女性と児童の犯罪被害と対策」(分科会の実施)日本刑法学会(2010年6月6日)、宮城県・東北大学
- ⑨小名木明宏「刑法における被害者」日本刑法学会(2010年6月6日)、宮城県・東北大学
- ⑩上瀬由美子「買春をめぐる社会的問題—社会心理学的見地から—」日本刑法学会(2010年6月6日)、宮城県・東北大学
- ⑪齋藤実「フィンランドの刑事司法における女性の支援」日本刑法学会(2010年6月6日)、宮城県・東北大学
- ⑫上瀬由美子「職業評価次元の検討—職業威信と職業スティグマ」日本グループ・ダイナミックス学会(2009年10月10日)大阪府・大阪大学
- ⑬小西聖子「少年事件と裁判員制度」日本児童青年精神医学会(2009年10月1日)京都府・国立京都国際会館
- ⑭齋藤実“The Situation of Victims of Sexual Crimes in Japan and Korea—From the View Point of Legal Regulation and Social Background(Chair Person)”(分科会の実施)International Symposium on Victimology(2009年8月26日)茨城県・常磐大学
- ⑮矢野恵美“The Sexual Crime Regulations in Criminal Law —From Viewpoints of Victims” International Symposium on Victimology(2009年8月26日)茨城県・常磐大学
- ⑯上瀬由美子“Commercialization of sex in Japan— an analytical study on attitude toward Kyaba-cula” International Symposium on Victimology(2009年8月26日)茨城県・常磐大学
- ⑰齋藤実“The Status of Women and Children Victims in Japanese Criminal Procedure” International Symposium on Victimology(2009年8月26日)茨城県・常磐大学
- ⑱Jee-Young YUN “The Registration and Inspection System of the Sex Offender’s personal Information in Korea” International Symposium on Victimology(2009年8月26日)茨城県・常磐大学

- ⑲矢野恵美“Gender Discrimination and Victims of Sexual Violence—Victim Protection at Effective Assistance Systems(Chair Person)”(分科会コーディネータ) International Symposium on Victimology(2009年8月26日)茨城県・常磐大学
- ⑳小西聖子「精神科医療からの連携のとりくみ」トラウマティック・ストレス学会大会(2009年3月15日)東京都・東京女子医科大学

〔図書〕(計1件)

- ①岩井宜子編、矢野恵美、尚学社「ファミリー・バイオレンス」2010年、294 - 315頁(スウェーデン—女性の安全法からDV加害者更生プログラムへ)

〔その他〕(計8件)

(研究内容に関係する講演・講義・報道等)

- ①矢野恵美「北欧の社会に見る男女共同参画～結婚、育児、働き方から「女性に対する暴力」まで～」(2011年1月28日)めぶき講座、沖縄県宜野湾市人材交流育成センターめぶき
- ②齋藤実「日本の刑務所—フィンランドと比較して」(2011年1月28日)神奈川県・横浜東ロータリークラブ
- ③矢野恵美「セクハラ・パワハラはなぜ起こるのか、どうしたら防げるのか」(2011年1月27日)沖縄県宜野湾市職員特別研修、沖縄県宜野湾市庁舎
- ④齋藤実「子どもに対する性犯罪対策」NHKニュース(2011年1月13日)
- ⑤齋藤実「フィンランドにおける刑事司法・刑事政策の現在」(2010年10月26日)東京都・日本フィンランド協会
- ⑥齋藤実“Finnish Criminal Policy and Japanese Criminal Policy” 國學院大學法科大学院フィンランド法務委員会国会議員来訪記念講演(2010年4月7日)
- ⑦小名木明宏“Neuere Tendenzen und Entwicklungen in der japanischen Strafrechtspflege,”(2010年8月10日)フランクフルト大学(ドイツ連邦共和国)
- ⑧矢野恵美「裁判員制度導入1年」琉球新報(2010年5月21日)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

矢野 恵美 (YANO EMI)
琉球大学・法務研究科・准教授
研究者番号：80400472

(2) 研究分担者

小西 聖子 (KONISHI TAKAKO)
武蔵野大学・人間関係学部・教授
研究者番号：30251557

小名木 明宏 (ONAGI AKIHIRO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60274685

上瀬 由美子 (KAMISE YUMIKO)
立正大学・心理学部・教授
研究者番号：20256473

(3) 連携研究者

齋藤 実 (SAITO MINORU)
國學院大學・法務研究科・講師 (弁護士)
研究者番号：20424830